

「水垂運動公園(仮称)整備に係る覆土厚調査業務 公募型プロポーザル」
質問への回答について

NO.	質問	回答
1	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)の規定により、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削等が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして指定された区域の廃棄物層等の調査(調査計画の立案を含む。)を履行した業務とありますが、掘削工事中に遭遇した廃棄物に関する調査は上記の要件を満たすと考えて良いのでしょうか。</p>	<p>掘削工事をしてきた箇所が廃掃法の規定により指定された区域内であり、その廃棄物層等の調査であれば要件を満たします。</p>